

# 月刊 労運研レポート No. 46

2018年4月10日号

〈巻頭言〉労働政策審議会の罪……………	中岡 基明	2P
3/16 「働き方改革」一括法案の問題点を考える院内集会……………	事務局	4P
3/24 白石孝講演「韓国の市民民主主義に学ぶ市民の政治と自治」…	事務局	6P
3/31 「最低賃金大幅引き上げキャンペーン2018」が始動…	河添 誠	10P
2/17 「雇用共同アクション@新潟」スタート集会……………	山賀 茂	11P
「フクシマ連帯さよなら原発キャラバン」に参加して……………		12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

## < 巻頭言 >

# 「働き方改革」法案データねつ造問題で明らかになった 労働政策審議会の罪

中岡 基明（全労協事務局長）

4月6日、安倍政権は難航していた「働き方改革」関連法案を国会に上程した。2月下旬には閣議決定を行い、「働き方改革」国会として成果を強調する予定であった。しかし、この日まで閣議決定が遅れたのは法案の柱となる裁量労働制を巡るデータねつ造問題が発覚し、大きな批判を浴びたからである。

安倍首相は国会で「裁量労働で働く労働者が一般の労働者よりも労働時間は短くなっているデータもある」との答弁を撤回し謝罪した。そして法案から裁量労働制の適用拡大については削除することを表明せざるを得なくなったのである。なぜならば首相が発言の根拠としたデータは裁量労働制で働く労働者と一般労働者の労働時間を比較するためのものではなく、またその数値の扱いも極めてずさんなものに過ぎず、裁量労働制の適用職種拡大を強引に行うために、数値合わせのためにねつ造された事が明らかとなったのである。

安倍政権下で進んできた国家財産の私物化、行政の私物化がモリカケ問題にとどまらず、今や公文書などの隠匿・改ざん・ねつ造が全ての省庁で行われており、厚労省においても例外ではないことが明らかになったのである。官邸の意向を伺うばかりの行政へと腐敗が進んでいるという現状が白日の下に明らかとなったのである。

この安倍「働き方改革」関連法案は文字通り労働者の働き方を変えようとするものである。労働基準法は労働時間を一日8時間、週40時間を越えて労働させてはならないことを使用者に義務付けている。そのために、労働者一人一人の労働時間管理と安全衛生義務を課している。そして、長時間労働を規制するために、時間外労働を労働者に要請する場合には労使の協定と割増賃金の支払を義務付けているのである。安倍働き方改革は、この一日8時間、週40時間労働制の適用から除外できる労働者を作ろうとするのである。高度プロフェッショナルとして労働時間の管理から除外し、働かせ放題が可能な労働者群を設けようというのである。

ところで、労働政策の重要事項を決定、法律改正に当たっては、労働者代表、使用者代表、公益代表の三者で構成される労働政策審議会で調査審議を行い、建議を経ることとなっている。また、労政審は厚生労働大臣等に意見を述べる事ができる事となっている。当然、この働

き方改革についても労政審によって法律案要綱が審議されてきたのである。そして「概ね妥当」との建議がなされてきたのである。

では労政審の審議過程でなぜデータねつ造が看過されてきたのであろうか。そこには今、労政審が抱えている大きな問題点が存在していることがわかる。

安倍政権が進める行政の私物化は安倍一強内閣と言われる政治状況を背景とした首相官邸の中に恣意的に諮問会議を乱立させ、決定と上意下達を強要する「官邸政治」の下で審議会は形骸化し、それを許し付度する労使公益委員の結果である。

安倍「働き方改革」は、安倍首相と経団連を中心とする財界が「世界で一番企業が活躍できる国」へと日本を作り替えるために出発した。安倍首相は、官邸に財界人を集めて「産業競争力会議」を設置して労働法制の大幅な規制緩和を決め、自ら規制を破壊するドリルになると表明した。具体的には「働き方改革実現会議」によって高度プロフェッショナル制度の導入と裁量労働制の適用対象の拡大を決定したのである。労働政策審議会は「働き方改革」関連法案の審議にあたって提示されたデータの不可解さについて疑問を呈することもなく、ねつ造を易々と看過し、「官邸からの上意を受け入れた」という誹りは免れない。そして公益委員として政府委員を務める名だたる「先生」方や労働現場を熟知するとして委員を務める労働側委員は更にその責は大きいものがある。

先に触れたように労働政策審議会は ILO の三者構成原則労使同数原則によって労働者の保護と経済発展の調和を求めするために設けられたものである。そのためには緊張感を持った議論と、多様な労働現場の声がしっかりと反映されることが求められ、公益委員にはその調和が学問的にも正鵠を得るものとして助言すべき立場でなければならない。

また、審議の渦中、官邸で時間外労働の上限規制を「100 時間未満」を容認する政労使合意が行われ、国会審議を軽視・無視する政治状況をもたらした連合幹部の労政審をないがしろにする行動にも厳しい批判は免れない。労政審を多様な労働者の声が反映されるための委員の選定に就いても再考が求められている。

今回の「働き方改革」関連法案は審議の前提である労働実態調査に大きな瑕疵があることが明らかとなっている。そのために安倍政権も裁量労働制の適用拡大を撤回したのである。しかし、使用者に労働時間管理責任を完全に免除し、裁量労働制を最大化する高度プロフェッショナル制度の導入は維持されたまま国会上程が強行され、政府は今国会での成立に並々ならぬ決意を表明している。

本来、労働実態の真実をしっかりと調査し、労働者保護に関わる問題点を精査して法改正の議論を進めるという原点に変えることが必要である。この「働き方改革」関連法案は撤回されなければならないのである。撤回しないのであれば労働政策審議会へと差し戻し、緊張感を持って厳格に議論を行わなければならないのである。労働政策審議会は厚労大臣に意見を述べるができることとなっている。その責務を果たすべきである。安倍首相は「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」を設置し、労政審に基本部会が新たに設置された。政府・経営側からの労政審の形骸化が進められようともしている。労政審はその原点に戻るべきときである。

## 「働き方改革」一括法案の問題点を考える院内集会

これで働く者の命と生活が守られるのか！？

「働き方改革」一括法案の問題点を考える院内集会が3月16日、日本労働弁護団の主催で開かれ、200名が参加した。

開会にあたって徳住堅治・日本労働弁護団会長は「『働き方改革』については国会審議を通じて嘘データが暴露され、裁量労働制の拡大は外された。しかし、問題は残っている。高度プロフェッショナル制度は年収要件が現在は1075万円以上だが、財界は400万円を希望している。アメリカでは280万円。お金さえ払えば労働時間規制をなくし、労働基準法を破壊するものである。労働時間の上限規制は過労死ラインの100時間である。これより低い時間での過労死認定がある。『働き方改革』の問題点を明らかにし、国会論戦に備えていきたい」とあいさつした。

棗一郎・日本労働弁護団幹事長が国会情勢報告を行い「国会に提出されて審議のもとになる公文書が改ざんされていた。安倍政権によって民主主義の根幹が否定された。『働き方改革』法案の信頼性が崩壊した。裁量労働制の拡大は今国会では外されたが、来年の通常国会に出そうとしている。そして、裁量労働制を除いた法案を今月中に国会に提出すると言っている。高プロは誰が対象になるのか。厚生労働省はこれから決めると言っている」と述べ、集会声明の内容を説明し、野党が共同してインターバル制度の導入や過労死にならない労働時間の上限規制など労働時間規制の法案を出すよう要望した。

多くの国会議員があいさつをした。「官邸主導の会議で方針を決め、官僚はそれに沿ったデータをつくる。そのやり方が間違えだ。高プロも撤回し、労政審で最初からやり直すべきだ」、「データをごまかして法律をつくって国会に審議させる。これがまかり通るなら民主国家とはいえない。与党議員も法案審査の時に調べてみればデータの誤りに気付くはずだ」、「人のいのちを奪う高プロを何としても阻止しなければならない」、「厚生労働省は野村不動産が600人も違法な裁量労働制で働かせていたことを特別指導したと自慢げに話す。過労自殺が発端であることを隠していた」、「高プロ導入は残業代を払いたくないという企業のニーズだ」、「高プロを導入する前に今あるルールを守らせる必要がある」、「時間外労働の上限規制は月360時間にすべきだ」などと発言した。

法政大学の西充子教授が発言し「データの出典が分かり丹念に調べてみれば結論がおかしいかどうかはわかる。高プロについて『24時間勤務ができる。有期雇用労働者でもできる。1075万円はこれから契約でもいいですね』という質問に厚生労働省は『はい』と言っている。加藤大臣は『労政審から概ね妥当という結論を頂いている』と答弁していたが『概ね妥当とは反対意見があったということですね』と追及したら『概ね妥当』という言葉を使わなくなった。質疑の中で問題点を詰めていく。それを社会に明らかにすることが大切だ」と述べた。

過労死を考える家族の会から4人が発言した。

「報道記者をしていた娘は選挙取材をし、まともに睡眠をとっていなかった。選挙取材は通常業務に加え、待たなしの報道が要請される。上司は『記者は裁量労働であり個人事業主のようなもの』と言っていた。娘は裁量労働制に殺されたようなものだ」。

「私の夫は教員だった。公務災害の認定を受けたが、労働時間が100時間以上過小評価されたことに愕然とした。1971年にできた給特法によって教員には残業代として給与の4%が上乘せされている。これは80時間に見合うものだが、現在の教員は時間外を80時間以上働いている。授業準備や教材準備は自発的なものとして、労働時間として認められなかった。労基法37条が適用されないことによって『時間外労働』という概念がなくなってしまい、24時間、365日働くことが当たり前になってしまうことが恐ろしい」。

「私の夫は機械メーカーの技師だった。帰宅は終電、朝6時半に家をでる生活をしていた。土曜日は休日出勤、日曜日は持ち帰りの仕事だった。労災申請をしたら会社に『ご主人は裁量労働制で働いていたので、会社は労働時間を管理していない』と言われた。同僚が夫の働き方を証言してくれたので労災認定された。2006年のホワイトカラーエグゼンプションは夫の働き方そのものだと思った。何とか阻止することができた。その後、過労死等防止対策推進法ができたので、これでもう夫のような働き方をする人は出ないと思っていたのに今回の法改正だ。過労死の遺児は不登校、引き籠りになってしまう。働くことに不安を感じている子どもたちをこんな社会に出すわけにはいかない」。

「私の夫は医師だった。参議院の公聴会で高度プロフェッショナル制度の先取りの働き方をして死んだと話をした。自民党の渡辺議員から『週休7日が人間にとって幸せなのか』と質問されびっくりした」

大手保険会社の社員が匿名で発言した。「私は保険会社で営業職に就いている。会社は2011年10月営業職に企画業務型の裁量労働制を適用した。営業職の内、新卒採用1年目を除く総合職全員に適用した。対象業務は、販売企画、販売計画の企画立案、代理店に対するコンサルティングなどとされていたが、主に行っていたのは個別外交活動だった。これが違法なものだったとは分からなかった。私たちのみなし労働時間は1日9時間だったが、朝8時から夜9時まで働くのは当たり前だった。早く帰ろうとしたら上司に叱責され、仕事を追加させられたこともあった。長時間労働が常態化し、ギスギスしたパワハラ職場だった。会社は2017年6月に営業職への裁量労働制を止めた。企画業務型の裁量労働制が拡大され、いまま



での私たちの働き方が合法化され、さらに法人提案型にも拡大されようとしている」と述べた。

集会は院内集会宣言を採択し、総がかり行動が呼びかけている「森友疑惑徹底追及!安倍はやめろ!国会前連続行動」に参加した。(伊藤彰信)

## <資 料>

### 「働き方改革」一括法案の問題点を考える院内集会声明 「高プロ導入」と「裁量労働制拡大」を断念せよ!

2018年3月16日

政府は3月1日、働き方改革関連法案から裁量労働制の対象拡大を削除することを表明し今国会での提出は断念したが、新たな実態調査を行った上で労働政策審議会での審議をやり直し、来年以降に再提出するとしている。

しかし、裁量労働制は一日何時間働いても「みなし労働時間制」であり、労働時間の把握と記録をしないだけでなく、業務量と納期を自由に指示できるため、長時間労働に対する歯止めがなく、「定額(賃金)で働かせ放題」となる恐れがある。2014年のJILPTの調査でも、裁量労働制の労働者は一般の労働者よりも長時間労働の割合が高いという結果になっている。裁量労働制の本質は、労働時間規制の緩和であり、長時間労働を助長して、労働者の命と健康を阻害しかねないものである。

さらに、今回の法案にある「高度プロフェッショナル制度」も、野党から“スーパー裁量労働制”と批判されるように、裁量労働制以上に長時間労働を助長するものである。政府は、「高プロ」のことを「働いた時間ではなく成果で評価する制度へ働き方を変える改正」と説明しているが、全くの誤りである。「高プロ」の本質は、対象労働者に労基法の労働時間規制を適用しない(適用除外・エグゼンプション)という危険極まりないものであり、際限のない長時間労働を強いることができるものである。同制度が「過労死促進法」「残業代ゼロ法案」と批判されるゆえんである。

これら2つの制度の本質は“労働時間規制の緩和”であり、政府が同じ法案で目指している労働時間の上限規制による長時間労働の是正とは本質的に矛盾するものである。私たちは、政府に対し、裁量労働制の対象業務拡大と高度プロフェッショナル制度の導入を完全に断念することを強く求める。

野党各党には、政府の法案に対して、一日の休息時間を含む生活時間を確保するためのインターバル制度の導入や過労死労災認定レベルではない労働時間の上限規制など長時間労働を根絶することのできる法案を共同して国会に提出することを強く期待する。

以上

白石孝さんが講演

## 「韓国の市民民主主義に学ぶ市民の政治と自治」



「ソウルの市民民主主義～日本の政治を変えるために」を編著したNPO法人官製ワーキングプア研究会理事長の白石孝さんが3月24日、レイバネット日本の総会で講演した。「労運研レポート」3月号で紹介したこの本は、講演前日に刷り上がったばかり。森友問題で安倍を退陣に追い込めていない日本から見れば、韓国の市民運動の根強さに感心する話だった。「労働尊重特別市ソウル」の現状はどうなのか。以下、講演の内容を紹介する。(伊藤彰信)

### <市民参加の政策づくり>

韓国と日本の政策を比較してみると、ものの見方、考え方が基本的に違う。2005年に「交通弱者の移動便宜増進法」が成立した。障がい者団体が「移動の自由」を求めて国家人権委員会が入居するビルで座り込みを行い、出来上がった法律である。ソウル市の地下鉄は4年間で全駅にホームドアができた。「障がい者が街を歩ける社会を」を実現する取り組みである。

理念を掲げても、やるか、やらないかの違いではないだろうか。やって失敗しても良い、反省してやり直せば良いという気風である。

朴元淳（パク・ウォンスン）ソウル市長が就任したのは、2011年10月である。保守市長の辞職による出直し選挙で、野党統一候補の民主派弁護士パク・ウォンスンは3大公約、5大市政目標、15大分野、327事業を掲げて当選したのである。3大公約とは、①小中学校求職の完全無償化、②ソウル市立大学の授業料半減、③公共部門の非正規労働者の正規職化である。5大市政目標とは、①堂々と享受する福祉、②共に良く暮らす経済、③共に創造する文化、④安全で持続可能な都市、⑤市民が主体となる市政である。公約も政策も市民参加でつくられたものである。

パク市長の政策には哲学を感じる。労働者・市民のための市政という考え方にもとづいて基本政策が打ち出され、基本計画をつくり、条例を制定し、実施組織をつくり、大学やNPOに委託して中間支援組織が実施していく。パク市長はソウル市の行政担当に民主労組や青年ユニオンの政策担当者を特別任用職員として登用している。中間支援組織には移民労働者ためのセンター、非正規センター、子ども食堂など様々な組織が参加している。

労働政策は国の政策であるが、地方自治体でも可能な労働政策はある。パク市長のヒントは美濃部東京都知事の政策だった。パク市長は「市民の大多数は労働者だ」と言って労働政策を重視している。

### ＜非正規職の正規職化＞

公共部門の非正規労働者の正規職化である。韓国では行政職が「公務員」採用であり、現業職は「労働者」契約である。正規職とはフルタイム就労、継続雇用の労働者のことである。非正規職とは、有期雇用、短時間雇用、派遣労働者に限らず、個人請負、社内下請工、零細企業従業員なども含まれる。

ソウル市は、直接雇用非正規職の 4990 人の内、無期転換対象者 1369 人を 2012 年 5 月と 2013 年 1 月に無期転換を行った。無期転換した労働者に号俸制の給与制度を適用したので 2 割ほどの賃金引き上げになり、「公務職」という名前を付与した。対象から除外された者についても処遇改善を行った。間接雇用労働者の清掃労働者、警備・施設管理労働者など 5927 人についても 2015 年から 3 年かけて無期転換を行った。

このような無期転換によって、人件費は増えたが、ソウル市の予算は削減された。業務委託経費の管理経費の大幅削減、付加価値税 10% が不要になったことが大きい。

### ＜ソウル型生活賃金＞

ソウル市は 2015 年 1 月、市ならびに市の出資・出捐機関の直接・間接雇用者を対象に「生活賃金条例」を施行した。「生活賃金（リビング・ウェイジ）」とは、最低限の人間らしい生活を保障する水準として決定される賃金と定義されている。アメリカの生活賃金運動に学んだものだ。地方自治体は地域最大の経済主体として良質な雇用を創造するという考え方にもどづくものである。2017 年は 8197 ウォンであるが、2018 年には 9000 ウォン台、2019 年には 1 万ウォンを超えることを目標にしている。

### ＜労働者としてのソウル市民の権利と利益を保護＞

「労働尊重特別市ソウル」の政策理念の特徴は、地方自治体として初めて労働政策を策定し、労働者としてのソウル市民の権利・利益を保護する役割を自らに課したことである。

勤労者理事制度を全面的に導入し、経営、人事にも労働者の意向を反映できるようにした。ドイツやスウェーデンの労働者の経営参加を模したものである。

労働調査官、労働オンブズマン制度である。現場で起きている労働問題を吸い上げるシステムである。

2016 年 1 月に「感情労働従事者の権利保護などに関する条例」を制定・施行した。「感情労働」とは、日本では馴染みがないが、「顧客対応など、業務遂行過程で自身の感情を節制して自身が実際感じる感情とは異なる特定感情を表現するように、業務上・組織上要求される勤労形態」と定義されている。感情労働者は、暴言・セクハラなどの不当な行動に対して自身を護るために作業を中止する権限がある。日本の資生堂の対策にヒントを得たともいわれている。



### <労働時間短縮モデル>

労働時間短縮については、収入減を心配する労働者の抵抗が強かった。そこで、事務職、医療労働者、高齢雇用者の3つのパターンをモデルにして具体策を協議、検討してきた。労働分析を行い、残業を減らせない理由を明らかにし、対策をたて、段階的に残業を減らしていくことにしている。人間の生活時間を取り戻し、家族との団らん、地域経済の活性化を狙っている。2022年までに週40時間、年間1800時間を実現することを目標にしている。

### <社会的経済組織づくり>

2007年に「社会的企業育成法」が制定された。「脆弱階層に雇用、または社会サービスを提供したり、地域社会に貢献することで地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら財貨やサービスの生産・販売など営業活動を行う企業を育成しよう」というものである。「脆弱者」とは日本の「弱者」とはニュアンスが異なる。韓国労働社会研究所は低賃金、女性、高齢者、労働組合がなく保護を受けられない労働者という基準をつくり、保護や救済が最も必要とされる者としている。労働者としての権利や利益が保護されないために、持てる能力を發揮できない人たちを捉える概念である。最も劣悪だった清掃労働者、警備・施設管理労働者が無期転換措置の対象とされたのは、脆弱者だったからである。

社会的企業の役割は、持続可能な経済、社会統合の具現をめざすもので、社会サービスの拡充、倫理的な市場の拡散、持続可能な仕事の提供、地域社会の活性化をすすめている。中小企業の育成を図り、2012年には「協同組合基本法」が制定され、現在は「社会的経済基本法」を制定しようとしている。「協同組合基本法」はポルトガル社民党の政策をモデルにしている。

### <出かける福祉>

「まちを市民のものにする」政策として、バリアフリーを実現する「人間中心の交通」政策を紹介したが、「出かける福祉」も重要な柱である。住宅公社は、今まで住宅をつくり家賃をとるのが仕事だった。住宅公社が、家賃が払えない人の就労斡旋、シングルマザーの起業を行い、シルバー宅配センターを行うなど、ソフト面の仕事をするようになった。それを支えているのが、行政機構の末端組織である「住民センター」である。「出かける福祉」は、生活困窮者を公務員が直接見つけ出し、福祉サービスと住民主導のもとで、人と人のつながりの回復を通じて連帯を取る戻す事業である。

### <日常のキャンドル市民革命>

朴槿恵（パク・クネ）大統領を退陣に追い込んだキャンドル市民革命は、憲法を守る闘いだった。憲法第1条は「大韓民国は民主共和国である。大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民から生ずる」と書かれている。

パク市長は「キャンドル市民は『市民民主主義の時代』を切り拓いた。私は『キャンドル市民の守り役』になる。キャンドル市民を政治主体として立たせ、日常政治に生かしていくこと、政党政治の革新を牽引することが、市民民主主義を発展させる道である」と言う。

日本版「最賃連帯」を結成して、本気で最賃大幅引き上げをめざそう！

## 「最低賃金大幅引き上げキャンペーン2018」が始動

河添 誠（最低賃金大幅引き上げキャンペーン事務局）

3月31日（土）午後、都内で「最低賃金大幅引き上げキャンペーン2018キックオフ集会～地方最低賃金審議会議事録を読んでみよう」が開催された。キャンペーンは、2016年から始まり、今年で3年目に入る。

山崎武央さん（にいがた青年ユニオン）から、地方最低賃金審議会の議事録を読んだ傾向が報告された。現在、最賃キャンペーンでは、全国の地方最賃審議会の議事録を収集し分析を始めている。地方審議会では、議事録すら作成されていないところもあり、また、議事録の公開もきわめて不十分である。審議会での議論も形式的なものにとどまり、結局、中央最賃審議会の目安の水準に落とし込むことが前提になっているという問題があることが議事録を通じてリアルに報告された。



郵政産業労働者ユニオンの中村書記長からは、地方最賃に上乘せして決まる郵政内最賃は、地方最賃を前提にしているために全国的な格差を縮小できないという不十分さが指摘され、それを克服するための新たな方針を検討中であることが報告された。

全国一般神奈川、全国一般東京労組メトロサービス分会、東京東部労組、栃木わたらせユニオンからの報告もあった。

特徴としては、職場の低賃金を最賃大幅引き上げと連結させながらいかに突破するかという問題意識と、地方最賃の地方間格差の拡大を阻止し大幅引き上げを勝ち取るかという問題意識がいずれからも強調されたことだった。

事務局からの行動提起としては、以下のことを強調した。

- ① 労働法制改悪反対の全国キャラバンとあわせて、最賃大幅引き上げの大宣伝をおこなう。そのためのビラを作成して配布する。

- ② 地方最賃審議会の実態調査をおこなう。公開の程度など議事録を収集しつつ調査する。
- ③ 最賃大幅引き上げの院内集会などに取り組む。
- ④ 全世界の最賃引き上げ闘争と連帯する。
- ⑤ コンビニのパート・アルバイト賃金と地域最賃の調査をおこなう。
- ⑥ 職場の賃上げと最賃引き上げとをどうつなげるかの旺盛な議論を労組としておこなう。労組の会議で、最賃の議論を。

労働法制改悪反対のキャラバンについて、岡本さん（下町ユニオン）から概要の報告があった。

会場報告と事務局からの行動提起を受けて、少人数グループでの意見交換をおこない、それをふまえての発言があった。特に、最後に3人の参加者（いずれも女性）からの指摘があったことはよかった。いずれも、生活の底上げのための最賃大幅引き上げを強調するものだった。集会参加者は、約25名で、けして多くはなかったが、充実した議論ができた。

---

## 「雇用共同アクション@新潟」スタート集会を開催

山賀 茂（全港湾新潟支部書記長）

---

去る、2月17日（土）「雇用共同アクション@新潟」スタート集会を総勢120名が参加する中で開催されました。加盟団体は、全港湾新潟支部、新潟地区労会議、新潟県労連、新潟地区労連などを中心に170労組が加盟し、「真の働き方改革を学び」「働かせ方改悪に反対」する目的で立ち上げに至りました。共同代表の新潟支部・鈴木委員長から挨拶として、安倍政権は、働き方改革や賃上げなど、あたかも政府が主導しているかのような発言を繰り返し国民の理解を得ようとしている。本来、労働条件や賃上げは労働組合が交渉して勝ち取るものであるが、ここ最近では関わらない労働組合が増えてきている現状もある。だからこそ、労働組合の存在意義が問われる重要な闘いに、組織の垣根を超え連帯し行動できる組織が出来たことは感激している。働くものが一つになって、真の改革を構築する為にも幅広い運動が必要と力強い挨拶がありました。

パネルディスカッションでは、元新聞労連委員長の東海林さんと全労働中央執行委員長の森崎さんからは、政府の考える働き方改革は厚生労働省の弱点を突いた法案であり、労働者の立場を更に弱める事が懸念される。改革とは本来、労働者の立場に立って良質な労働力を補償する事が重要であり、あまりにも不透明な部分が多すぎる。だからこそ労働者として働く尊厳を守り、人として安心した生活を行う為にも連帯して阻止する事が重要と唱えました。

次に、事務局から今後の行動として、街宣や署名、決起集会などの提起があり確認されました。更に参加単産、単組の代表者から意見、質問や労働実態の報告があり、情報の共有が

図られました。最後に新潟地区労会議議長より、幅広く運動を広め労働者の団結と連帯を示し、地域から闘いを進め、中央への運動に繋げる事を誓い集会を締めました。

新潟県は、先の参議院、県知事、衆議院選挙で野党共闘が整い市民と連帯して勝利を収めています。この運動も“その力”を最大限に利用すると共に新潟支部はその先頭に立って運動を進めて行きます。

(全港湾労組機関紙「港湾労働」No1332号、2018年3月1日より転載)

---

## 「フクシマ連帯さよなら原発キャラバン」に参加して

---

3月14日から21日にかけて今回で5回目となる「フクシマ連帯キャラバン」を実施しました。キャラバン隊は新潟から出発し、福島、茨城、東京と移動しながら各地で脱原発を呼びかけ、最終日の21日、東京・代々木公園にゴールしました。

全港湾、全国一般、全日建連帯、自治労、日教組、国労から総勢26名が参加しました。参加者からのレポートを掲載します。(全港湾ホームページより転載)



## 丹野 泰希（全港湾東北地方小名浜支部青年部）

2018フクシマ連帯キャラバンで団長を務めさせていただきました。キャラバン行動も今年で5回目となりより多くの方が参加する運動になりました。まず新潟で結団式を行い、柏崎刈羽原発について学習しました。事故を起こした福島第一原発とは違う原子炉をだから安全と言いますが、そもそも原子力発電は暴走すれば人の手に負えず安全ではありません。それでも安全と言いきることに不安を感じ、福島第一原発事故の教訓は活かされているのか疑問に感じました。巻原発建設阻止運動の中心だった中村さんの講演では、今こういった行動力が求められていると考えさせられました。

16日には福島県の復興庁に要請書を提出しました。原発事故があり苦勞している福島県は、被災者支援や避難生活を強いられている方々への補償など、最後まで先頭に立ってやるべきです。福島県檜葉町での県民集会では、帰還困難区域に指定されている浪江町津島地区の方からの悲痛な訴えに心が痛みました。この地区沿いの国道114号線は、車内に置いた線量計の警報が鳴り止まず、未だに線量が高い場所がいくつもあります。事故後除染もできず人が住める状態ではないですが、ここが故郷という方がたくさんいます。帰りたくても帰れない人を生み出した原発許せません。

茨城では3班に分かれ自治体へ要請行動をしました。原発は止まっても危険があり、一刻も早い実行可能な避難計画策定を求めますが大変困難な状況です。東京では経団連、東電、省庁に要請書と共に自分たちの訴えと福島の現状を訴えてきました。そして最終日にさよなら原発全国集会でキャラバンの活動報告をさせていただきました。この他に各地で行ったシール投票では、たくさんの反対意見がありました。小さい頃外で遊べなかった、特別扱いやいじめが起きるから。若い世代の人たちにこんなにも苦勞をかけているのです。福島県民として、この世から原発を無くすために運動の先頭に立ち続けます。

キャラバン行動は早朝から寒い中で街宣など大変でしたが、力を合わせやり遂げられたことを誇りに思います。この活動をさらに大きな運動にしていくためにも今後も頑張っていきます。

## 古内 厚志（全港湾東北地方ひたち支部青年女性部長）

第5回フクシマ連帯キャラバンは新潟で始まりました。今回は昨年参加者を中心に実行委員会を組織し、改善点を議論し修正や新たな取組みが盛り込まれた内容です。まず新潟での柏崎刈羽原発や巻町原発闘争の学習では、運動とはどういうものか考える機会となり、我々にとって非常に大きな収穫がありました。また、新たに街宣に併せてシール投票を各地で行いました。多くの市民の生の声が集められ、8割が原発再稼働反対という結果は我々を勢いづけるものとなりました。

福島では県民集会や福島第一原発周辺の視察で原発事故がもたらしたものを再確認しました。この惨状を国や東電はどう見ているか、疑問と憤り、悔しさと悲しみが湧き上がり、福島で何が起き、どうなっているかを国民に知らせることが必要と感じました。

茨城では17自治体に対し、東海第二原発に関する要請を行いました。当原発は廃炉基準の運転開始40年を迎えますが、原電は20年延長運転を企てています。茨城は多くの原子

力関連施設と日立製作所を抱え、強力な原子力事業の地盤があり、黙っていれば原発推進に向かうのは必至です。東京での経団連、東電、経産省との意見交換においても、自分達がいかに大きな相手と闘っているかということを実感しつつ、経済優先を謳い原発を推進する姿勢にはもはや狂気を感じました。しかし、我々はそれに屈することなく、市民の先頭に立ち粘り強く、確固たる信念を持って闘い続ける使命があります。

最後にキャラバンで多くの方と出会い、語り、共に行動し人間として成長できたこと、やり通せたことは私の誇りであります。仲間との絆は切れないものであり、必要不可欠な連帯です。脱原発社会の実現は地域から運動を盛り上げ、成果を結集することが近道と信じています。仲間と再会の日をみんなが胸を張って迎えられるよう、離れていても心は一つ、共に頑張っていきましょう！

### 佐々木 聖也（全港湾東北地方八戸支部青年婦人部）

フクシマ連帯キャラバンに参加させて頂き新潟、福島、茨城、東京の各地でフィールドワークや地元の方々との交流、街頭宣伝、福島県民大集会参加、茨城県の各自治体や東電、経産省への要請行動、さようなら原発院内集会、さようなら原発全国集会参加という8日間の日程でした。20日の行動では水戸を出発し経団連前行動の予定でしたが渋滞に遭い到着が遅れ、団長によるキャラバン報告のみで終わりました。その後東京電力に対し、福島第一原発事故の早期収束、柏崎刈羽原発の廃炉、被災者への補償継続などの申し入れと意見交換を行いました。回答は火力発電がトラブル続きで安定しないため、原発は電力供給に必要ということでした。被災者への補償については一人一人の状況を確認し補償を継続していくとの事でした。次に経産省、厚労省と意見の交換を行いました。汚染土の処理など検討中の事が多く、未だ線量の高い場所へ帰還するのを推進していることの指摘に言葉を詰まらせ、返答に困るなど対策も出来ていないのが現状でした。さようなら原発院内集会では韓国での原発事情について講演を聞きました。21日のさようなら原発全国集会では悪天候によりデモ行進は中止になりましたが沢山の方々が集まりました。

キャラバン中は移動先の方々からのサポートもあり、とてもスムーズに行動出来たと思います。反省として、意見交換は前もって質問事項などをみんなで話し合う場を設ければよかったと思いました。シール投票の結果を見ても、原発反対が多いのに政府や東電が再稼働に動いているのはどうかと思います。民主主義とは何なのかを考えさせられます。日本は、広島、長崎で原爆被害を受け、福島で原発事故を起こしました。原子力の被害を三度も受けながら利権と保身に目が眩んだ政府や企業のために、国が間違った方向へ進んで行くのは許せません。日本こそ原発を廃し世界に向けて脱原発、核廃絶を主導していかなければなりません。そしてさようなら原発全国集会のステージ上で見た沢山の傘が集っている景色は感動しました。ずっと忘れません。

### 田中 俊介（全港湾東北地方酒田支部青年婦人部）

昨年は郡山市で行われた県民集会だけの参加でした。今年はメディアで報道されていない事や活動を通じ、様々な人との交流の中でより深い話を知りたいと思い参加しました。

14日新潟での結団式で事務局の朴さんからスタートを新潟にした理由は、巻原発建設を

住民投票で白紙にした事、3. 11の震災以降、新潟県が柏崎刈羽原発の再稼働に慎重な動きを見せている事などがあつたためとの事でした。自己紹介の後、副団長に全国一般川口さん、全日建橋本さん、団長には全港湾丹野さんが選出され、団長による団結ガンバロー！で結団式は終了しました。

15日は柏崎刈羽原発PR館見学と、地元団体の方のお話を伺いました。東電は震災を教訓に地元住民の避難計画をしっかりと立てていると思っていました。しかし現状は自治体に計画を丸投げしており、防潮堤も液状化現象が起きた場合は役目を果たさない恐れがある事を知りました。

16日は新潟市で街宣とシール投票を行いました。反対70、賛成3、どちらとでもない6という結果でした。反対意見は「怖い」「政府は自分達の方針の事ばかりで住民の事を考えていない」等、賛成は「地元が潤う」等の意見が出ました。新潟は世界一の原発がある県だと聞きましたが、原発は廃炉にすべきと思う人が多いことがわかりました。投票していただいた中高生の中にはどちらともないの回答が多く、その大半は「わからない・興味がない」という理由でした。そういった意見を通し、学生にも興味を持ってもらえるような活動をする事が課題ではないかと思いました。今後は若い世代に興味を持ってもらえるような機会を作って知識にしてもらい、福島第一原発事故を後世に伝えてもらえるような活動を出来たらと思いました。

行動を通して巻原発建設計画を住民が行政と闘い、住民投票で計画を白紙にさせた事がとても印象に残りました。色々な支部、団体との交流で多くの事を聞く事ができ、この経験はこれからの糧になると思いました。

## 本多 紘二（全港湾東北地方酒田支部青年婦人部）

今回初めてキャラバン隊に参加しました。漠然と反核を訴えるのではなく、様々な人の話を聞き、知識を深め、自分の声で「原発はいらない」としっかりとと言えるようになりたいと思いキャラバンに臨みました。

14日から17日までの参加でしたが、丹野団長を中心に団結を深め、新潟で柏崎刈羽原発見学、巻原発住民投票の講演、地元団体の方と交流、新潟市内での街宣活動を経て福島県に移動しました。

16日、福島では最初に復興庁を訪れ県知事への要望書の提出を行いました。15分と短い時間の中、要請書提出と川口・橋本副団長、丹野団長の訴えで終了となりました。県側から特に回答はなく行政との温度差も感じました。その後行われた交流集会では地元労組や高校生平和大使OBの講演を聞きました。その中で「微力だけど無力じゃない」という平和大使のスローガンが特に印象に残りました。前日に聞いた巻原発住民投票も同じで個々の力は小さくとも、それは意味のある大きなものである事を表していると思いました。

17日は福島県民集会に向かう前に福島駅前街宣を行いました。私は新潟での街宣まで経験が無く、いざ現場に出るとなかなか声が出ず、思ったように意見を聞くこともできなかったのが自分の課題として残りました。街宣で行ったシールアンケートには約80人の方から貴重な意見をいただきました。福島県民大集会では3300人が集まり被災者のため、そして未来のために原発はいらないと改めて感じさせるものとなりました。

今後の課題として脱原発を訴える中で一般の方にもより深い意識を持ってもらう事が必要と感じました。賛成・反対に関わらず幅広い層に意識づけできるようなワークショップや学校で学習の機会があればと思います。

今後は自分自身の声でこの経験を多くの人に伝え、意識をしてもらえるような活動を行いたいです。そしてフクシマ連帯キャラバンに一般の方を巻き込むことで、運動がさらに広がり発展していけると感じました。



#### <編集後記>

「労運研レポート」No46 をお届けします。

森友学園に関する財務省の決裁文書の改ざんが発覚しました。文書管理責任の問題として追及することは当然ですが、国会議員が検事よろしく追及しても、証言拒否にあって、真相にたどり着くことできませんでした。国会議員が追及すべきは、改ざん後の決裁文書を再度国会に提出した政府の姿勢ではないでしょうか。近畿財務局職員の自殺がなかったら、政府は隠蔽し続けることができると考えていたのではないのでしょうか。財務省、防衛省、厚生労働省、いずれにしても、都合の悪いものは国民に知らせないとする姿勢です。それこそが、行政政府が立法府を支配する独裁政治、許すことができない「アベ政治」の本質です。

ところで、今年の春闘は、安倍首相が「3%の賃金引き上げ」を要請しましたが、連合の集計では2.16%でした。トヨタはベアの額は公表せず「期間従業員向けの手当を含めて3.3%の賃上げ」と言っています。トヨタ労使の「官邸のご意向」を「忖度」した隠蔽体質をマスコミは「春闘の崩壊」と言っていますが、自分の賃金や賃上げ額を仲間に教えられない態度は、労働者の団結・連帯を解体したものであり、「労働運動の崩壊」と言わざるを得ません。こんな労働組合を許している労働組合員が「アベ政治」を批判する資格があるのでしょうか。

国民からは「アベ政治」も「労働組合」も見放されてしまったのでしょうかね。

そうではない労働運動をつくるため、4月21日、22日の第6回労働運動研究討論集会を成功させましょう。箱根でお会いしましょう。(伊藤)